

職員の給与等に関する報告の概要

平成16年10月4日
大分県人事委員会

本年の報告のポイント

月例給、期末・勤勉手当ともに水準改定を見送り

(「勧告」は行わず「報告」のみ、6年振りに前年給与水準を維持)

1 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給(公民給与の較差)

行政職 194円 0.05%

- 1 職員の4月分給与とその職務と責任の度合、学歴、年齢等の条件を同じくすると認められる民間事業所(ペア中止、定昇停止、賃金カット等を実施した事業所を含む。)の従業員の同月分給与を比較した結果である。
- 2 職員の給料月額、特例条例により、本年7月から平成19年3月までの間、その額に100分の2を乗じて得た額が減額されている。

(2) 特別給

民間の支給割合 4.38月分 職員の支給月数(4.40月)とおおむね均衡している。

2 給与改定の考え方

地方公務員法の趣旨に則り、職種別民間給与実態調査の結果及び人事院勧告の内容並びに他の都道府県との均衡等を総合的に勘案し、月例給、期末・勤勉手当ともに水準改定を見送ることが適切であると判断した。

3 その他

(1) 給与の改定等

・大学教育職給料表の改定 など

(2) 人事・給与制度における今後の課題

(3) 多様な人材の確保・育成

(4) 公務運営の改善

(5) 男女共同参画社会の実現に向けた取組

(6) 行財政改革と服務規律

【参考】

職員の平均給与月額

行政職 396,969円 (平均年齢 42.6歳)

給料、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、特勤手当等及び単身赴任手当の合計額である。